

2019年 司法書士本試験

本試験〈詳細〉分析会

講師レジュメ

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

講師レジュメ①・午前択一

松本 雅典

1 形式

1. 組合せ問題・単純正誤問題・個数問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法) *	合計
組合せ	R 1	3	17	3	8	31
	H30	2	18	3	8	31
	H29	1	20	3	6	30
	H28	3	16	3	6	28
	H27	2	18	3	9	32
単純 正誤	R 1		3		1	4
	H30	1	2		1	4
	H29	1			3	4
	H28		4		1	5
	H27	1				1
個数	R 1					0
	H30					0
	H29	1				1
	H28				2	2
	H27		2			2

*会社法（商法）は，平成 18 年度～平成 27 年度は，平成 21 年度第 27 問（単純正誤問題）を除き，組合せ問題のみだったが，平成 28 年度から単純正誤問題・個数問題が出題されるようになった

2. 知識問題・学説問題

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
知識	R 1	2	20	3	9	34
	H30	3	20	3	9	35
	H29	3	20	3	9	35
	H28	3	20	3	9	35
	H27	3	20	3	9	35
学説	R 1	1				1
	H30					0
	H29	(2) *				(2)
	H28					0
	H27					0

*平成 29 年度は, 憲法において肢レベルで学説問題が出題 (第 2 問・ウ, 第 3 問・エ・オ)。かつての刑法の出題形式。

2 分析表

※「正答率」は、辰巳法律研究所のWeb択一再現（7月11日〔木〕時点）に基づくもの

※「Rank」分け

- ・ A：70%以上
- ・ B：70%未満～40%以上
- ・ C：40%未満

1. 科目別

		憲法	民法	刑法	会社法 (商法)	合計
R1 基準点：？問	A	2	12	2	3	19
	B	1	6	1	5	13
	C		2		1	3
H30 基準点：26問	A	3	13	2	3	21
	B		7	1	4	12
	C				2	2
H29 基準点：25問	A		14	2	5	21
	B	1	6	1	3	11
	C	2			1	3
H28 基準点：25問	A	1	15	2	2	20
	B	2	3	1	3	9
	C		2		4	6
H27 基準点：30問	A	3	18	3	6	30
	B		2		2	4
	C				1	1

2. 問題別・肢別

※「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、令和元年度向けリアリスティック一発合格松本基礎講座の『リアリスティック民法』『リアリスティック不動産登記法』『Realistic Text』『Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座のレジュメ』のもの。過去問は、基本的に辰巳法律研究所の『択一過去問本』（平成の過去問・昭和の一部の過去問）のうち、松本が不要であると判断したものを除いたもの。

※「**⑥**×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「**㊦**×**⑥**×」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第1問 ⑥ ×	ア	82.6%	A	T	P 9	
	イ				(P 8)	
	ウ			T	P 9	(25-1-エ, 21-1-⑤)
	エ			T	P 8, 10	(15-1-1)
	オ			T	P10	
第2問 ⑥ ×	ア	91.5%	A	T	P98	
	イ			T	P143~144	17-3-ア
	ウ			T	P128 (131)	
	エ					
	オ			T	P192 (105)	(21-2-イ)
第3問 ⑥ ×	ア	59.3%	B			
	イ			T	P139	
	ウ			T	P140	
	エ			T	P140	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第4問 ④×	ア	90.3%	A	T	I・P66	
	イ			T	I・P102	(3-8-オ)
	ウ					60-17-4
	エ			T	Ⅲ・P389	25-21-イ, 16-24-ア, 12-20-イ 11-18-イ, 10-18-オ, 6-22-ウ 2-18-1, 1-19-イ
	オ			T	Ⅲ・P513	
第5問	ア	81.4%	A			
	イ			T	I・P214	21-4-イ
	ウ			T	I・P219	
	エ			T	I・P216	17-6-ウ
	オ			T	I・P215	17-6-エ
第6問	ア	84.7%	A	T	Ⅱ・P4	18-8-2, 9-9-イ, 8-4-ウ
	イ			T	I・P233	20-7-オ
	ウ			T	I・P252	25-10-オ, 18-7-エ
	エ			T	I・P234	17 記
	オ			T	Ⅱ・P152	27-11-ウ, 23-12-エ
第7問	ア	84.7%	A	T	Ⅱ・P67	20-10-イ, 13-8-3
	イ			T	Ⅱ・P68	午後30-22-イ, 16-8-イ 13-8-5, 3-22-ウ
	ウ			T	Ⅱ・P69	
	エ			T	Ⅱ・P73	19-8-エ
	オ			T	Ⅱ・P66	13-8-1
第8問	ア	89.8%	A	T	Ⅱ・P60	
	イ			T	不Ⅱ・P398	60-8-2
	ウ			T	Ⅱ・P34	26-8-イ, 6-9-イ
	エ			T	Ⅱ・P24	
	オ			T	Ⅲ・P189	27-7-ウ, 17-8-イ, 11-16-イ 10-14-エ, 8-9-オ, 2-7-3

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第9問	ア	66.9%	B	T	Ⅱ・P100	27-9-オ, 14-12-イ
	イ			T	Ⅱ・P59	
	ウ			T	Ⅱ・P105	27-9-エ, 14-11-オ
	エ			T	Ⅱ・P55	17-9-ウ, 16-9-イ, 5-9-エ
	オ			T	Ⅱ・P50	20-11-オ, 18-15-オ, 5-9-ア
第10問	ア	38.6%	C	T	Ⅱ・P119	
	イ			T	Ⅱ・P116	2-4-4
	ウ			T	Ⅱ・P120	
	エ			T	Ⅱ・P121	15-10-エ, 6-17-ア, 2-19-エ 59-12-4
	オ			T	Ⅱ・P122	6-17-ア
第11問	ア	88.1%	A	T	訴・P205	22-9-ウ
	イ			T	Ⅱ・P135	7-9-2
	ウ			T	不Ⅰ・P294	27-10-オ, 21-21-オ 午後17-14-ア, 午後10-24-イ
	エ			T	Ⅱ・P131	10-9-イ
	オ			T	Ⅱ・P135	22-9-オ, 7-9-1, 4-3-3
第12問 Ⓢ×	ア	70.8%	A	T	Ⅱ・P200	24-8-3, 21-12-ウ, 14-8-ウ 11-14-エ, 5-14-ウ
	イ			T	Ⅱ・P197	
	ウ					
	エ			T	Ⅱ・P196	
	オ			T	Ⅱ・P198	24-12-イ, 11-14-イ, 5-14-ア
第13問 Ⓢ×	ア	77.1%	A	T	Ⅱ・P221	
	イ			T	Ⅱ・P224	17-14-ア, 5-12-ア
	ウ			T	Ⅱ・P260	25-14-ア, 6-13-イ
	エ			T	Ⅱ・P225	
	オ			T	Ⅱ・P225	(11-16-ウ)

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第14問	ア	88.1%	A	T	Ⅱ・P119	15-10-ウ
	イ			T	Ⅱ・P33	29-8-ア, 26-8-ウ, 18-10-オ 6-9-オ, 59-9-5
	ウ			T	Ⅱ・P305	2-20-1
	エ			T	Ⅱ・P305	25-13-ア, 6-15-オ
	オ			T	Ⅱ・P305	25-13-イ, 11-11-4, 6-15-イ 2-20-2
第15問 ㊦× ㊧×	ア	33.1%	C	T	Cランク判 例・先例で帳尻 合わせ講座P2	27-15-ア, 25-12-4
	イ					
	ウ					
	エ			T	Ⅱ・P318	
	オ				(Ⅱ・P317)	(30-15-イ, 23-15-エ)
第16問 ㊧×	ア	71.2%	A	T	Ⅲ・P79	
	イ			T	Cランク判 例・先例で帳尻 合わせ講座P10	
	ウ			T	Ⅲ・P92	
	エ					
	オ			T	Ⅲ・P82	
第17問 ㊧×	ア	68.2%	B	T	Ⅲ・P102	(29-15-ア, 11-5-4)
	イ			T	Ⅲ・P102, Ⅱ237	
	ウ			T	Ⅲ・P102	
	エ					
	オ			T	執・P328	午後18-7-4
第18問	1	42.8%	B	T	Ⅰ・P101	
	2			T	Ⅲ・P161	15-20-イ
	3			T	Ⅲ・P163	8-5-オ
	4					
	5			T	Ⅲ・P162	

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第19問	ア	44.9%	B	T	Ⅲ・P330	3-6-1
	イ			T	Ⅲ・P331	16-20-エ
	ウ					
	エ			T	Ⅲ・P331	
	オ					
第20問 ④×	1	68.2%	B	T	Ⅲ・P366	14-19-オ, 9-18-イ
	2			T	Ⅲ・P366	
	3			T	Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座 P14	
	4			T	Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座 P14	
	5			T	Cランク判例・先例で帳尻合わせ講座 P12	
第21問	ア	48.3%	B	T	Ⅲ・P403	(26-20-オ)
	イ					
	ウ			T	Ⅲ・P406	15-21-ウ, 10-19-ウ
	エ			T	Ⅲ・P414	
	オ			T	Ⅲ・P415	
第22問 ④×	ア	85.2%	A	T	Ⅲ・P495	6-19-イ, 1-19-オ
	イ			T	Ⅲ・P493の書き込みを	
	ウ			T	Ⅲ・P512	
	エ			T	Ⅲ・P498	13-22-ウ
	オ					
第23問	1	78.4%	A			
	2					
	3					
	4					
	5			T	Ⅲ・P460～461	25-22-オ, 24-23-事例2

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第24問	ア	80.1%	A	T	P74	61-25-5
	イ			T	P64~65	6-25-ウ
	ウ			T	P73	26-24-エ, 6-25-イ
	エ			T	P62	22-24-オ
	オ			T	P75	26-24-イ, 14-25-5, 2-25-1
第25問	ア	58.5%	B	T	P179	62-28-5
	イ					
	ウ					
	エ			T	P180	58-27-1
	オ			T	P179	24-26-オ, 9-26-2, 5-25-ウ
第26問 ㊦× ㊧×	ア	80.9%	A	T	P118	
	イ					
	ウ					
	エ			T	P119	
	オ					
第27問	ア	86.4%	A			
	イ			T	I・P55	午後27-28-ウ, 午後23-29-ア 18-32-ウ, 午後17-30-ウ 午後9-28-3
	ウ			T	I・P82	23-27-イ, 17-28-イ, 1-27-5
	エ			T	I・P82	1-29-2
	オ			T	II・P58	18-32-イ
第28問	1	84.3%	A	T	I・P215	21-28-ウ
	2			T	I・P215	1-28-イ
	3					
	4			T	I・P211	午後25-30-イ
	5			T	I・P216	18-28-エ
第29問 ㊧×	ア	73.3%	A	T	I・P267	
	イ					
	ウ			T	I・P284	
	エ			T	I・P275, II 133	
	オ					

		正答率	Rank		テキスト等	過去問
第30問 ⑥×	ア	69.5%	B	T	I・P167	
	イ			T	I・P317～318	(16-30-1, 7-31-オ)
	ウ			T	I・P317	7-31-エ
	エ					
	オ			T	I・P316	(6-29-3, 4-30-5)
第31問 ⑦× ⑥×	ア	61.4%	B	T	I・P406	
	イ			T	I・P442	(61-38-5)
	ウ					
	エ				(I・P363)	
	オ			T	I・P408	22-30-イ
第32問 ⑥×	ア	54.2%	B	T	II・P31	
	イ			T	II・P34	
	ウ			T	II・P33	
	エ					
	オ			T	II・P67	
第33問 ⑥×	ア	47.7%	B	T	II・P86	
	イ					
	ウ					
	エ			T	II・P125	26-32-オ
	オ			T	II・P263	
第34問 ⑦× ⑥×	ア	48.7%	B			
	イ			T	II・P194	
	ウ					
	エ			T	I・P154	
	オ					
第35問 ⑦× ⑥×	ア	23.3%	C			
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					

3. 過去問の出題周期

※ゴシック体は重複の出題を考慮したもの（ex. 平成 29 年度，平成 21 年度，平成 14 年度で出題されていれば平成 29 年度のみでカウント）

58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
																													2	2%						
																													2	5%						
																													0	5%						
																													7	13%						
																													5	19%						
																													8 6	28%						
																													3 9	32%						
																													1 4	33%						
																													4 4	37%						
																													3	41%						
																													3 6	45%						
																													1	46%						
																													5	52%						
																													6 8	59%						
																													2 9	61%						
																													5 5	67%						
																													1	68%						
																													3 5	72%						

3 内容および令和2年度の対策

1. 各科目の令和元年度の内容および令和2年度の対策

注意

令和元年度の傾向のみから令和2年度の対策を考えず、近年の傾向から考える

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
憲法	総論	①なし ※28-2で、「主権の概念」というこれまでと違った傾向の出題	①憲法の分類 1. 内容による分類 形式的意味の憲法 : 憲法という名前がついていれば憲法。内容は問わない。 ex. 日本国憲法 実質的意味の憲法 : 特定の内容を有すれば憲法。形式は問わない。 固有の意味の憲法 : 国家の統治の基本を定めていれば憲法 ex. 日本国憲法 立憲的意味の憲法 : 固有の意味の憲法であって、自由主義に基づいていれば憲法 ex. 日本国憲法 2. 形式による分類 成文憲法 : 憲法典の条文の形式による憲法 ex. 日本国憲法 不文憲法 : 憲法典の条文の形式によらない憲法 ex. イギリスの憲法 (権利章典, 国会法など) 3. 改正のしやすさによる分類 硬性憲法 : 憲法改正に特別の手続を要する憲法 ex. 日本国憲法 軟性憲法 : 通常の立法手続と同じ要件で改正できる憲法 ex. イギリスの憲法

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
	人権	①新しい判例（平成 20 年以降）なし	①判例学習 ・判例の流れを説明した講義またはテキストを利用する（29-1） ・判旨は、22-2 および 24-1 の全肢の正誤を判断できるレベルで学習しておいたほうが安心 ・新しい判例（平成 20 年以降）の対策も行う ∴30-1-エで出題（最判平 20. 3. 6）
	統治	①条文問題の出題（第 2 問・イ・ウ） ・29-2-イ・エ 29-3-ア・ウ ・28-3 ・27-2 ・26-2	①条文対策 ・条文の音声学習を行う ・条文知識の思い出し方を考える
	学説問題	①本格的な学説問題の復活（第 3 問） ・29-2-ウ, 29-3-エ・オ が 4 年ぶりの学説問題だった	①テキスト掲載の学説の内容，理由および批判は記憶 ∴憲法の学説問題は，民法と異なり，知識がないと正解できないものが多い →それ以外は，（答練・問題集）・模試で問題演習
	空欄補充問題	①今年度はなし ただ，憲法が最も多い ・30-3 ・29-1 ・27-3 ・24-2 ・22-1 ・21-1 ・19-1	①空欄補充問題の解き方 ・候補のみを考える ・判断しなくていい空欄もあり得る ・最後のほうまで読まないと絶対にわからないこともある →問題演習が大事

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
民法	学説 問題	①なし ※5年連続（H27～R1）	①テキスト掲載の学説の内容、理由および批判は本当に余裕がある方のみ記憶。出題確率は令和2年度は特に低いので、絶対に重視はしない。
	総則	①典型論点からの出題 ・未成年者（第4問） ・条件（第5問） ・時効（第6問） →平成22年度から総則の出題が3問に減少したため、「行為能力、意思表示、代理、時効」でも、出ない論点が1～2つほどある。近年では、これらのうち時効が最も出ている（H24～R1）。 ②難易度低下・短文化 ③債権法改正の影響なし ④考えさせられる事例問題なし	①これまでどおり ②これまでどおり ③債権法改正の学習を行う ④総則は、1問は考えさせられる事例問題が出ることが考えられる。特に時効に多い（29-6, 28-6, 26-6, 25-6）。 →過去問・答練・模試で事例問題の練習
	物権 総論	①出題数5問（平成30年度も） 添付（第10問）を除き 典型論点からの出題 ・混同（第7問） ・物権変動（第8問） ・占有権の効力（第9問） ・共有（第11問）	①これまでどおり
	担保 物権	①出題数4問（平成30年度も） ・質権1問（第12問）	①抵当権・譲渡担保権以外の担保物権はこれまでどおり

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
		<p>・ 抵当権 2 問 (第 13 問・第 14 問)</p> <p>・ 譲渡担保権 1 問 (第 15 問)</p> <p>② 抵当権と譲渡担保権で、未出判例が問われている (第 13 問・エ, 第 15 問・エ)</p>	<p>② 抵当権および譲渡担保権は判例知識を増やす</p> <p>【譲渡担保権の未出判例】</p> <p>■ 譲渡担保とは</p> <p>① 最判平 18. 2. 7</p> <p>買戻特約付売買契約の形式が採られていても、目的不動産の占有の移転を伴わない契約は、特段の事情のない限り、債権担保の目的で締結されたものと推認され、その性質は譲渡担保契約と解するのが相当である。</p> <p>∴ 判例は、契約の形式にとらわれることなく、担保の実質に即してどのような担保かを判断しようとする姿勢をとってきている。</p> <p>■ 譲渡担保権の法的構成</p> <p>② 最判平 5. 2. 26</p> <p>譲渡担保の目的物が滅失または損傷した場合に、損害保険から得られる被保険利益は、譲渡担保権者と設定者がそれぞれ有する。</p> <p>∴ 近時の判例は、譲渡担保の法的構成について「所有権は譲渡担保権者に移転するが、設定者にも一定の物権は残っている」と考えていると解されているので (判例の正確な位置づけを記憶する必要はない)、譲渡担保権者と設定者に被保険利益が認められたと考えられている。</p> <p>■ 譲渡担保の効力が及ぶ目的物の範囲</p> <p>※ 下記③④の判例の事案</p> <div data-bbox="710 1445 1039 1671" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the legal structure of a pledge assignment. It shows three levels of ownership or control over the land:</p> <ul style="list-style-type: none"> At the top level, the 譲渡担保権者 (Assignee of the Pledge Right) holds the 譲渡担保権 (Assigned Pledge Right). Below this, the 設定者 (Assignor) holds the 設定者 (Assignor's) interest. At the bottom level, the 土地の所有者 (Landowner) holds the land. <p>An arrow points from the Assignee of the Pledge Right to the Assignor, indicating the transfer of the pledge right from the assignor to the assignee.</p> </div>

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
			<p><u>③最判昭40.12.17</u></p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>設定者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾は不要</u>である。</p> <p>∴民法612条の賃借権の譲渡または転貸に当たらないからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p><u>④最判平9.7.17(28-15-エで出題)</u></p> <p>借地（賃借権）上の建物に譲渡担保権を設定する場合、<u>譲渡担保権者が建物を使用するときは、土地の所有者の承諾が必要</u>である。</p> <p>∴民法612条の賃借権の譲渡または転貸に当たるからである。抵当権と異なり、譲渡担保権は設定時に占有を担保権者に移転することがあるため、土地の所有者の承諾が必要かが問題となる。</p> <p>■受戻権</p> <p><u>⑤最判昭57.1.22</u></p> <p>譲渡担保の設定者の<u>受戻権</u>は、消滅時効にかからない。</p> <p>∴一定の法律関係に当然に伴う権利であるからである。</p>
	債権	<p>①典型論点からの出題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証（第16問） ・債権譲渡（第17問） ・契約の成立（第18問） ・不法行為（第19問） <p>②債権法改正の影響</p> <p>第16問・ア</p> <p>第17問・ア・イ・エ・オ</p> <p>第18問・オ</p> <p>29-16, 29-17, 29-18</p> <p>28-16, 28-17, 28-18</p> <p>③細かい判例知識（第16問・イ・エ, 第19問・ウ・エ・オ）</p>	<p>①これまでどおり</p> <p>②債権法改正の学習を行う</p> <p>③令和2年度は判例知識を増やす必要はない</p>

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
	親族	<p>①複雑な事例問題なし</p> <p>②改正（検討中も含む）を意識した出題（第20問・3・4，第21問・エ・オ）</p> <p>③最新判例の出題（第20問・5）</p>	<p>①複雑な事例問題（ex. 26-20）が苦手な方は，事例問題の対策を少し多めにする</p> <p>②予備校や講師の発信する情報に気を配る</p> <p>③余裕があれば最新判例を押さえる</p> <p>■嫡出推定が及ぶか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嫡出推定が及ぶ <ul style="list-style-type: none"> → 嫡出否認の訴えで父子関係を否定 ・嫡出推定が及ばない <ul style="list-style-type: none"> → 親子関係不存在確認の訴えで父子関係を否定 <p>判断基準</p> <p>「婚姻の成立の日から200日を経過した後」または「婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内」に生まれた子でも，妻が夫によって懐胎することが不可能な事実のあるときに嫡出推定が及ばない（債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法Ⅲ』P420（a））</p> <p><u>①最判平10.8.31</u></p> <p>「夫婦が子の出生する九箇月余りに別居し，夫婦間にはその以前から性交渉がなかったが，夫は，別居開始から子の出生までの間に，妻と性交渉の機会を有したほか，妻となお婚姻関係にあることに基づいて婚姻費用の分担金や出産費用の支払に応ずる調停を成立させたなど判示の事実関係の下においては，嫡出否認の訴えによらずに夫が提起した親子関係不存在確認の訴えは，不適法である。」</p> <p><u>②最判平12.3.14</u></p> <p>「夫と妻との婚姻関係が終了してその家庭が崩壊しているとの事情が存在することの一事をもって，夫が，民法772条により嫡出の推定を受ける子に対して，親子関係不存在確認の訴えを提起することは許されない。」</p>

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
			<p>③最決平 25. 12. 10</p> <p>「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 3 条 1 項の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子は、民法 772 条の規定により夫の子と推定されるのであり、夫が妻との性的関係の結果もうけた子であり得ないことを理由に実質的に同条の推定を受けないということとはできない。」</p>
	相続	<p>①計算問題あり（第 23 問）</p> <p>②相続法改正を意識した出題なし</p> <p>③最新判例の出題（第 22 問・イ）</p>	<p>①複雑な事例問題（ex. 28-23, 25-22, 24-23）が苦手な方は、事例問題の対策を少し多めにする</p> <p>②相続法改正の学習を行う</p> <p>③余裕があれば最新判例を押さえる</p> <p>最判平 27. 11. 20</p> <p>遺言者が自筆証書である遺言書に故意に斜線を引く行為は、その斜線を引いた後になお元の文字が判読できる場合であっても、その斜線が赤色ボールペンで上記遺言書の文面全体の左上から右下にかけて引かれている……民法 1024 条前段所定の「故意に遺言書を破棄したとき」に該当し、遺言を撤回したものとみなされる。</p>
刑法	出題論点	①出題実績のない論点からの出題（第 26 問）	①テキスト掲載の犯罪に絞る
	学説問題	①なし ※15 年連続（平成 16 年度以来なし）	①学説対立をすべて捨てるのは恐いが、過去問で出題された学説（すべて C ランク）に絞って、サラッと学習する程度にとどめる
会社法 (商法)	難易度	①会社法の難易度としては例年並	①基本的な問題を確実に得点することが第一（第 27 問, 第 28 問, 第 29 問, 第 30 問, 第 32 問, 第 33 問）
	平成 26 年改正	① 1 / 45 肢 (第 34 問・エ) ・ H30 : 1 / 45 肢 ・ H29 : 0 / 45 肢 ・ H28 : 13 / 45 肢 ・ H27 : 1 / 45 肢	①改正点も通常どおり学習 【そろそろ出題されそうな平成 26 年会社法改正】 ・ 特別支配株主の株式等売渡請求 ・ 監査等委員会設置会社の再出題（指名委員会等設置会社との比較も）
	予備試験との	①類似・同一知識の出題 ・ 第 30 問・ア ⇨予備商法第 18 問・ア	①予備試験の短答問題を解く

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
	関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 30 問・イ <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 19 問・エ ・ 30-29-イ <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 18 問・ア ・ 30-29-エ <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 18 問・エ ・ 30-30-ウ <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 22 問・ウ ・ 30-31-ウ <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 21 問・ 2 ・ 30-32- 1 <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 23 問・ 1 ・ 30-32- 4 <ul style="list-style-type: none"> ≒予備商法第 23 問・ 5 ・ 29-32・イ <ul style="list-style-type: none"> ≒H29 予備商法 18・ア ・ 29-32・ウ <ul style="list-style-type: none"> ≒H29 予備商法 23・ 2 ・ 28-31 <ul style="list-style-type: none"> ≒H28 予備商法 22 	
	設立	①難化傾向が続いていた が易化した	①答練・模試の知識を拾う ②純粋な設立以外の肢が含まれることが多い <ul style="list-style-type: none"> ・ 30-27-ア・オ ・ 28-27-オ ・ 27-27-エ・オ ・ 26-27-イ・オ ・ 24-27-ア
	判例	①第 30 問・ア・ウ 第 31 問・エ	①テキスト掲載の判例が少ないなら“少し”判例知識を増やす
	学説 問題	①なし ※5年連続（H27～R1）	①これまで出題された会社法の学説問題は、知識で対応するのは困難なので（26-31，25-32，22-31），特段の対策はしない

科目	分野	令和元年度の内容	令和2年度の対策
	商法	①商行為各論からの出題 (第 35 問) 【商法の構成】 第1編 総則 第2編 商行為 第1章 総則 第2章 売買 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第5章 仲立営業 第6章 問屋営業 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業 第9章 寄託(場屋営業) 第3編 海商	①商行為各論まで学習したほうがいい ∵平成 21 年度以降 4/11 (R1-35, 30-35, 23-35, 22-35) 【商行為各論の未出論点】 第3章 交互計算 第4章 匿名組合 第7章 運送取扱営業 第8章 運送営業

2. 全肢(少なくとも間違えた問題)とテキスト・過去問を照らし合わせる

3. 「択一再現」を行う(思考過程を書き出す)

4 「できなかった箇所」だけを見ない

「できた箇所」も見る

∵そうしないと成長しない

ex1. 直前期に「テキストの読み込み」をやめ、アウトプットをしながらテキストを読んだため、点数が上がった

ex2. 刑法の苦手意識は克服できた

ex3. (専業受験生の方) 1日の勉強時間が10時間をきることはなかった

ex4. (兼業受験生の方) 1日5～6時間勉強できた

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

【近日開催・公開講座】

- ・民法改正だけじゃない！近年の法改正の全貌—民法・不動産登記法・民事執行法・司法書士法など

東京本校 7月20日（土）17:00～18:00

大阪梅田外部会場（※要予約） 7月21日（日）18:40～19:40

松本

- ・法改正も基礎も基礎講座なら網羅！

—リアリスティック発合格松本基礎講座ガイダンス—

東京本校 7月20日（土）18:30～19:30

松本

- ・本試験詳細分析会

大阪梅田外部会場（※要予約） 7月21日（日）

14:00～15:00 午前択一 松本

15:10～16:10 午後択一 朝倉先生

16:20～17:20 不動産登記（記述） 松本

17:30～18:30 商業登記（記述） 田端先生

- ・山田×松本対談「過去問を活用した過去問を繰り返し解かなくても問題が解けるようになる方法」

東京本校 8月3日（土）18:00～19:00

山田先生（行政書士試験講師）

松本（司法書士試験講師）

- ・債権法改正・相続法改正対応版『リアリスティック不動産登記法』出版記念講演会

東京本校 8月3日（土）19:30～20:30

松本

講師レジュメ②・午後択一

田端 恵子

1. 出題形式

	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
組み合わせ	35	35	34	33	29
単純正誤	0	0	1	1	3
個数	0	0	0	1	3

2. 科目別ランク

	A	B	C
民事訴訟法	3問	1問	1問
民事保全部	1問	0問	0問
民事執行法	0問	1問	0問
司法書士法	0問	1問	0問
供託法	3問	0問	0問
不動産登記法	9問	3問	4問
商業登記法	7問	1問	0問
合計	23問	7問	5問

※ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率を参考に作成

- A = 正解すべき問題 目安：正答率70%以上
 B = できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
 C = 正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

・基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
H31						
H30	78(26問)	72(24問)	37.0	187.0	212.5	25.5
H29	75(25問)	72(24問)	34.0	181.0	207.0	26.0
H28	75(25問)	72(24問)	30.5	177.5	200.5	23.0
H27	90(30問)	72(24問)	36.5	198.5	218.0	19.5

3. 科目別分析

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 3～/5 (昨年3～/5)

民事保全法 1/1 (昨年1/1)

民事執行法 1/1 (昨年1/1)

2 傾向と対策

従来型 条文を知っていると有利な問題

内容・特徴	対策
第1問：オの○が軸。イの条文知識がわかると正解できる。	・メジャー論点かつシンプルな条文は読む。 →アプリの活用, 切り取って持ち歩くなど続けることが苦痛にならない工夫をする。
第3問：アの×が軸。	・現場思考

従来型 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
第4問 当事者尋問と証人尋問の比較(肢エ, オ) 弁論準備手続と通常的口頭弁論の比較 (肢アで弁論準備手続に関する出題)	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意(e x. ～しなければならないor ～することができる)。

H31-4

エ 裁判所は、主要事実について当事者間に争いがある場合において、相当と認めるときは、職権で証人尋問をすることができる。

→ 誤り。職権でできる証拠調べは「当事者尋問」である(民訴法207条1項)。

オ 当事者本人を尋問する場合において、その当事者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、尋問事項に関する相手方の主張を真実と認めることができる。

→ 正しい(民訴法208条)。なお、証人尋問で正当な理由なく出頭しない場合には、過料・罰金・勾引等の制裁がある(民訴法192条, 193条, 194条)。

今年特有の傾向★★ 財産開示手続に関する出題

内容・特徴	対策
第7問肢オ：財産開示手続自体は利用が少なく、出題もなかったが、民事執行法改正により出題。改正で正誤が変わる。	・利用されていない制度の出題は少ない → 利用を促進するための改正がなされるので、これからの出題可能性も今までよりは上がる。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

新傾向★★★ 「司法書士会」が主語となる問題

内容・特徴	対策
「司法書士会は、・・・」から始まる問題肢は過去30年分の過去問中5肢と1問(ほぼCランク※)。 ※H3-9, H1-10	・ 従来通りのテキスト, 過去問による学習 ・ 司法書士会, 日本司法書士会連合会に関する学習(オーバーワークにならない程度に) ・ 改正される規定の学習 → どこがどのように変わるのか?

H3-10-イ

イ 司法書士会は、会員が法令に違反した事実を認めた場合は、懲戒委員会の議決を経て、法務局又は地方法務局長に、懲戒の請求をしなければならない。

→ 誤り。懲戒請求ではなく、報告をしなければならない(司書法60条)。

H1-9-5

5 司法書士会は、会則中に、所属する司法書士が置くことができる補助者の員数を定めることはできない。

→ 正しい(司書法53条参照)。

H31-8-オ

オ 司法書士会は、所属の会員が、司法書士法又は司法書士法に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に報告しなければならない。

→ 正しい(司書法60条)。なお、改正法施行後は懲戒権者が法務大臣に変更されることに伴い、本記述のようなときは、法務大臣に報告することになる(新60条)。

(法務大臣に対する報告義務)

第60条 司法書士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、法務大臣に報告しなければならない。

供託法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
1 5肢中 1 3肢が過去問既出論点 (そのうち H20 以降の肢は 7肢)。	・テキスト, 過去問で獲れる科目 (従来どおり) →過去問もしっかり解く ・改正民法の影響があるので, 対応している講座・教材を意識する →改正の有無にかかわらず, 民法の理解・民事執行法・民事保全法の理解が大事な科目なので, 苦手な方は苦手な理由を分析し, 対策する (e x. 民事執行法が苦手だから執行供託がわからない等)

H31-11

ウ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において, 第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは, 第三債務者は, 執行債務者に供託の通知をしなければならない。

エ 金銭債権の一部が差し押さえられた場合において, 第三債務者が当該金銭債権の全額に相当する金銭を供託したときは, 執行債務者は, 供託金のうち, 差押金額を超える部分について供託を受諾して還付請求をすることができる。

→ どちらも正しい。冒頭から 2 行目の途中まで同じ文章になっており, 結局「このような場合の供託の性質をわかっているか?」ということを知っている。

金銭の一部が差し押さえられ, 第三債務者が当該金銭債権全額分を供託する場合, 差し押さえられた額を超える部分は, 弁済供託の性質を有する。

そして, 弁済供託にあたる部分については, 執行債務者からの還付請求が認められるので, 供託所の被供託者欄には執行債務者の記載および供託通知書の発送 (自分で発送 or 供託官への発送請求) が必要となる。

不動産登記法

1 目標正解数 10～/16 (昨年13～/16)

2 傾向と対策

① 新傾向★★★ 法定相続情報証明制度の出題

内容・特徴	対策
第26問参照	テキスト、講義+通達等が出たときの情報のアップデート。

H31-26

甲登記所の管轄に属する乙土地の所有権の登記名義人であるAが死亡し、Aに配偶者B及び子Cがいる場合における、被相続人Aの法定相続情報一覧図（以下「一覧図」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組み合わせは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲登記所の法定相続情報一覧図つづり込み帳に被相続人Aの一覧図がつづり込まれている場合において、乙土地について、AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請するときは、当該一覧図の写しに記載された法定相続情報番号を添付情報として提供すれば、Aの法定相続人がB及びCであることを特定することができる戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。

→ 誤り。「法定相続情報一覧図」を提供すれば、戸籍謄本等の提供の省略ができる。

イ Bは、相続があったことを証する公務員が職務上作成した情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供して、Aが通知を受けた乙土地の登記識別情報の失効の申出をすることはできない。

→ 誤り。法定相続情報一覧図の申出ができるのは、登記名義人等について相続が開始し、その相続に起因するその他の手続のために必要があるときであり、「その他の手続」とは、その手続の過程において相続人を確認するために戸籍謄抄本等の提出が求められるものをいう（平 29.4.17 民 2.292）。したがって、相続人が一覧図の写しを提供し、登記識別情報の失効の申出をすることができる。

ウ BがAの相続人から廃除されたため、Cが乙土地を単独で相続したとして、AからCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、相続人をCのみとする被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bが廃除された旨の記載がされていることを証する戸籍の全部事項証明書の提供を省略することができる。

→ 正しい。廃除された旨は戸籍謄本等に記載されるため、登記申請のときに法定相続情報一覧図の写しを提供すれば、廃除された旨の記載のある戸籍謄本等の提供を省略することができる。

エ AからB及びCへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、B及びCの住所が記載されている被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、B及びCの住所を証する市町村長が職務上作成した情報の提供を省略することができる。

→ 正しい。相続人の住所が記載された一覧図の写しが提供された場合、登記官は、当該写しをもって当該相続人の住所を証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した情報として取り扱って差し支えない（平 30.3.29 民 2.166）。

オ Bが相続の放棄をしたため、乙土地を単独で相続したCがAからCへの相続を原因とする所有権の移転の登記を申請する場合において、添付情報として、被相続人Aの一覧図の写しを提供したときは、Bの相続放棄に係る相続放棄申述受理証明書の提供を省略することができる。

→ 誤り。法定相続情報一覧図の写しはあくまで相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を代替するものであり、遺産分割協議書や相続放棄申述受理証明書等までも代替するものではない（平 29.4.17 民 2.292）。よって、相続放棄申述受理証明書の提供の省略はできない。

② 近年の傾向★★★ 実務色の強い問題

(H30-14, H30-17, H30-18, H28-25 ア～ウ, H26-13 等)

内容・特徴	対策
第12問肢ウ：委任状の見本を見たことがあればわかる。「特に許され、・・・」って何か怪しいと思えるか。	これらの肢は今回軸肢ではなく、他の肢で答えが出る。自分で実務本に手を出すなど深追いしすぎるより、講師が講座の中で実務をイメージできる話をときどきするとよい。また、法務省HPの見本などは参考になる。
第13問肢ア，イ：知らないと厳しい。	

H31-12

電子情報処理組織を使用する方法による不動産登記の申請（以下「電子申請」という。）の手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ウ 代理人が登記義務者から登記識別情報を知ることを特に許され、その提供を受けて電子申請を行う場合には、登記識別情報の暗号化に関する権限が委任されていることを要しない。

→ 誤り。登記識別情報を提供又は受領するときには、代理人の権限を証する情報に「登記識別情報の暗号化に関する一切の権限」又は「登記識別情報の復号に関する一切の権限」の委任条項が必要である（平20.1.11民2.57）。

H31-13

次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 所有権に関する被相続人名義の登記済証

イ 被相続人の戸籍の附票の写し

→ なり得る。相続登記の際、所有権権登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍謄本に記載された本籍と異なる場合、相続を証する情報の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提供が必要である。当該情報として、①本籍及び登記記録上の住所の記載のある住民票の写し、②登記記録上の住所の記載のある戸籍の附票の写し、③所有権に関する被相続人名義の登記済証の提供があれば、被相続人の同一性を確認することができ、当該登記を申請することができる（平29.3.23民2.175）。

参考>>

H30-14

電子情報処理組織を使用する方法により不動産登記の申請をする場合に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

エ 登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた申請代理人である司法書士が申請をする場合において、送付の方法による登記識別情報を記載した書面の交付を希望するときは、当該申請代理人の住所を送付先とすることができる。

→ 正しい。司法書士の事務所を送付先にして、他の書類（ex. 原本還付した住民票の写し）と一緒に登記名義人となった方にお返しすることが多い。登記識別情報を直接送ってめくられたら大変・・・

③ 今年特有の傾向★★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
第13問肢ウ：遺言書保管法施行による影響があると思われる。	民法改正（債権法・相続法）の影響も含めて、「どんな風になるか通達等が出ないとわからない」という部分が多数ある。 → 運用がわかった時に講義の差し替え・補足などの対応をする講座を選ぶ。 独学の場合、情報収集と改正法の修得の両方をしなければならなくなるので、ハードだということは認識しておきたい。
第15問肢イ：改正民法1012条2項（肢の正誤には影響なし）。	
第19問肢ウ：改正で○になる。	

H31-13

次のアからオまでの情報のうち、相続又は合併を登記原因とする所有権の移転の登記の申請情報と併せて提供すべき登記原因証明情報とはなり得ないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ウ 検認がされていない自筆証書による遺言書

→ なり得ない。公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所の検認を受けていなければ却下される。

遺言書保管法（2020年7月1日施行）

（遺言書の検認の適用除外）

第11条 民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

民法1004条1項（遺言書の検認）

遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

H31-15

Aが死亡し、その相続人のあることが明らかでない場合における登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

イ Aが、甲土地を含む相続財産全てをBに包括遺贈するとともに遺言執行者としてCを指定する旨の適式な遺言を作成していた場合において、Bへの遺贈による所有権の移転の登記をするときは、BとCが共同して所有権の登記の申請をすることができない。

→ 誤り。包括遺贈による所有権の移転の登記は、受遺者を登記権利者とし、遺言執行者又は相続人を登記義務者として、その共同申請によるべきである（昭33.4.28民甲779）。

民法1012条2項（遺言執行者の権利義務）

2 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

商業登記法

1 目標正解数 6～／8（昨年5～／8）

2 傾向と対策

① 近年の傾向★★ 易しいのに解く時間がない

内容・特徴	対策
2肢わかれば答えを出せる問題が8問中7問ある。にもかかわらず、時間がなくて問題の内容と正答率が極端にかけ離れている。	・見るからに大変そうな問題（今年の不登問17, 24等）はとっとと捨てて進めていく。 午後択一に考え込む時間はない。 ・会社法と分けない。

② 従来型 記述で書いたことがあればわかる問題

内容・特徴	対策
第29問肢オ，第30問肢イ，第32問肢オ（※）	記述で痛い目に遭いながら覚えていくと択一知識としても定着するので，問題演習をする。択一の勉強でもテキストのひな形を確認する。

※パーフェクトユニット記述問題集該当問題

第29問肢オ：問8，第30問肢イ：問18，第32問肢オ：問6・問24

H31-29-オ

オ 株式の全部について現に株券を発行していない株券発行会社が，株主総会において，株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議をした場合は，当該定款の定めを廃止による変更の登記の申請書には，株主及び登録株式質権者に対し，当該定款の定めを廃止する旨及びその効力が生ずる日並びに当該日において当該株式会社の株券は無効となる旨を通知したことを証する書面を添付しなければならない。

→ 誤り。「通知したことを証する書面」の添付は不要である。また，株式の全部について株券不発行の会社が株券を発行する旨の定款の定めを廃止する場合，会社法218条1項による公告は不要である。本記述の場合，「株式の全部について株券を発行していないことを証する書面」を添付しなければならない。

4. 来年に向けての方向性

①時間配分について

- ・無理そうな問題に見切りをつけて進めていく。
- すべての問題を処理することが大事。いま解いている問題よりも得点しやすい問題が先にあることもある。
- ・「知らない肢」は毎年必ず出るので、知らない肢で考え込まない。自信を持って正誤を判断できる軸肢をつくる（知識の精度を上げる）勉強をする。
- 日頃の学習では組み合わせで解かない。
- ・答練、模試で時間配分や解き方のシミュレーションをする。「〇〇時になったら〇〇にとりかかる」というのを決めておく。
- e x. 14時10分になったら不動産登記法記述に行く, 15時になったら商業登記法記述に行く（択一でも科目ごとの時間配分の目安を掴んでおくとよい。）

②講座について

- ・ご自身のレベルに合わせて基礎講座か中上級講座か決める
- 講座のコンセプトをよく確認する
- ・講師で選ぶ
- 可能であれば受講相談, 動画の視聴
- ・スケジュールリングを自分でも考える

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法②商業登記法 『だからあなたを合格（うか）らせたい！司法書士一発合格法』 （すばる舎）
ブログ	「田端恵子 official」 http://keikopass.com/
Twitter	田端恵子（司法書士/辰巳専任講師） @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko

【パーフェクトユニット方式一発合格田端基礎講座について】

司法書士試験合格には、毎日勉強し続けること・わからない論点を復習し減らしていくことがとても大切です。しかし、膨大な試験範囲・1回約3時間という長い講義時間により、講義を受けきること・復習することすら満足にできない受験生の方も多いの現状です。そんな現状を打開するのがこの講座です。

- ①毎日1時間・講義のテーマを決めた1ユニット完結のインプット講義
- ②過去問の正誤・解説まで講師自ら修正し改正対応
- ③復習フォローによる無駄のない演習

これらの全てを実現した、皆さんに合格するための勉強をしていただける講座です。

基礎から勉強したい方、お仕事と両立してコツコツ勉強を続けたい方はご検討ください。

田端 恵子

【近日開催無料ガイダンス】**『90分で作る「民法改正の地図」田端と一緒に民法改正』（無料・ご予約不要）**

- ・東京本校 7月20日（土）11：00～12：30
- ・大阪本校 7月28日（日）13：30～15：00

『司法書士一発合格法の著者による田端の合格カレンダー2020』（無料・ご予約不要）

- ・東京本校 7月20日（土）13：00～14：00
- ・大阪本校 7月28日（日）15：15～16：15

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335